

平成 21 年 6 月 9 日現在

研究種目：基盤研究（B）

研究期間：2006 ～ 2008

課題番号：18360284

研究課題名（和文） 景観法下の景観計画立案時の計画論的研究

研究課題名（英文） Study on planning methodology for landscape control plan based on Landscape Act 2004

研究代表者

西村 幸夫(NISHIMURA YUKIO)

東京大学・先端科学技術研究センター・教授

研究者番号：20159081

研究成果の概要：景観計画の立案にあたって具体的な景観構成要素の抽出の場面、それらをひとつの計画として構成していく場面にわけて方法論を整理した。前者においては、対象地区成立の歴史的経緯や地形的特色、文化的背景等を網羅的に採り上げ、その計画論的評価を行う手法を提起した。後者においては、既往の都市計画との関係を整理する計画手法、文化的景観等の文化財指定との関係を整理する計画手法、景観計画区域と計画地区の選択のあり方、眺望景観の導入に関して、計画論的整理を行い、今後の望ましい景観計画立案のプロセスを提案した。

交付額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2006 年度	7,100,000	2,130,000	9,230,000
2007 年度	4,300,000	1,290,000	5,590,000
2008 年度	3,200,000	960,000	4,160,000
年度			
年度			
総計	14,600,000	4,380,000	18,980,000

研究分野：工学

科研費の分科・細目：建築学・都市計画・建築計画

キーワード：都市計画、景観法、景観計画

1. 研究開始当初の背景

(1) 景観法が施行され、いよいよ景観行政は提案・議論の段階から、実践の段階へ移ることになった。景観法の施行後の課題に目を移したとき、もっとも重要な問題は、法に準拠した景観計画をどのように作成し、どのように有効なモノたらしめるかという問題である。特に、歴史的市街地やランドマークを有する都市ならばまだしも、とりたてて特徴を有しないような市街地や住宅地について、どのようにして有効な景観計画を立案できるのか、に関して、有用な提言ができない限り、

景観法は有名無実なしろものになってしまう。

(2) ヨーロッパなどとは異なり、拠るべき町並みや優勢な建築意匠などの存在しないまちでは景観規制の内容に対する合意をとりつけるのは非常に困難である。そのうえ、規制緩和の時流のもとでの宅地開発指導要綱の緩和が唱えられ、行政手続法の施行により根拠が明確でない行政指導がおこなわれてきた現在、かけ声としての「美しい景観」は誰もが賛成であるものの、何らかの

客観的な根拠がない限り実質的な規制がおこないにくいという状況にあるといえる。

(3) また、わが国の都市景観は個性に乏しいので、具体的な数値基準などはなじみにくいという意見がある。ただしそこに手がかりがないわけではない。それは町並みとしての街路景観ではなく、むしろモニュメントや遠望の山並みなどの眺望景観である。単体建造物の群としての町並みが期待できない都市であっても、その都市の歴史を体現した記念的な建造物やモニュメント、さらには巨木などの自然記念物が皆無という都市はないだろう。山裾の社寺の大きな屋根や都心の公共施設の近代洋風建築が都市景観のポイントとなっている例は枚挙にいとまがない。

また、山がちなわが国では都市の背景に山並みが映えていない方が例外的である。こうした周囲の自然が近世までの町は形成を規定してきた。またそうした自然形状を十分意識して町が作られてきたともいえる。城下町の城山などはその典型である。

このような拠点的景観要素のネットワークとして都市をとらえると、その眺望景観を保護するための合意は形成しやすいといえることができる。眺望をキーワードとして景観計画のひとつの手法を確立することが可能であると考えられる。

(4) また、一方で、文化財保護法の平成 16 年改正によって「文化的景観」が文化財のひとつとして明文化され、さらに、これは景観法による景観計画の中で位置づけられることが条件となった。つまり、景観計画は、これまでの都市計画の部門別基本計画の域を出て、新たに文化財の総合的保全計画の一端をも担うようになったのである。

同時に、景観法は国土交通省のみならず、農林水産省及び環境省との共管の法律である。つまり、対象は都市周辺の農地や斜面林、里山など、これまでの都市計画マスタープランを超えて広がる可能性を手に入れたのである。したがって、農地や農業集落、山林、自然公園なども含み込んだ広域の景観的な評価と位置づけの手法を確立する必要がある。

さらには、制度上の問題点として、景観アセスメントと環境アセスメントとのすりあわせの必要性も出てきた。

また、点的な問題では、景観重要建造物・樹木の制度が導入されたことにより、これらの点的な景観資源をどのように掘り出し、評価し、計画の中に位置づけていくのかに関しても、計画論的な研究が早急に必要である。

2．研究の目的

以上の研究の背景を踏まえ、景観法の施行を前提として、今後の景観計画立案に際しての具体的な方法論を明確に提示し、今後各自治体で進むことになる法定の景観計画の作成にあたって有用かつ実際的な手法を示し、さらには、景観計画立案時の方法論一般に関して、計画論の立場から実証的な手法を確立することを目的としている。

3．研究の方法

(1) 研究は以下の 7 つの分野において並行して進められた。すなわち、

文化的景観を景観計画の中に位置づける方法に関する研究

眺望景観を景観計画の中に位置づける方法に関する研究

景観計画の中に農村部や山林部を位置づける方法に関する研究

景観計画の中に点的な景観資源を位置づける方法に関する研究

景観アセスメントの確立に関する研究

既成市街地内部の景観資源を詳細に明らかにする手法に関する研究

景観計画策定時における市民参加のあり方に関する計画

(2) それぞれの研究分野の研究の方法は以下の通りである。

文化的景観を景観計画の中に位置づける方法に関する研究

文化財保護法にいう「文化的景観」の概念を再検討し、そのモデル的なケーススタディの状況を明らかにする。同時に近江八幡の景観計画とそこでの文化的景観の位置づけ、奥州平泉の文化的景観と世界遺産登録申請の状況をケーススタディし、文化的景観を景観計画に位置づける際の手法、行なうべき調査のあり方、景観計画への記載のあり方等を明らかにする。

眺望景観を景観計画の中に位置づける方法に関する研究

全国の県庁所在地をモデルケースにして、眺望景観の実体を調査し、これを有効に景観計画の中で位置づける方法論について考察する。特に、高層ビルやマンションの林立が問題となっている東京を採り上げ、具体的な規制内容について、検討する。なお、現実に東京都は眺望景観規制の導入を検討しているので、これとの摺り合せもおこなう。また、金沢市ではすでに条例改正によって眺望景観が保全対象となっているが、これの景観法対応の方法に関して考察する。

景観計画の中に、農村部や山林部を位置づける方法に関する研究

景観農振計画の具体的な内容や景観作物の考え方、里山や斜面林の保全施策と景観計

画との関連などに関して、検討する。また、農林水産省管轄の部局や自然公園管轄の部局など、これまで都市計画的な法制度となじみのない組織をどのように一体的に取り込み、計画立案を行なっていくかといった実務的な計画論も対象となる。

景観計画の中に、点的な資源を位置づける方法に関する研究

景観重要建造物・樹木の具体的な取り扱い方及び登録文化財との関連などを考察する。また、こうした点的な資源とその周辺の関係について、諸外国の例を参考に考察する。特に、周辺規制の導入可能性について、検討する。

景観アセスメントの確立に関する研究

従来の環境アセスメントは環境省の所轄であり、そのなかにある景観に関するアセスメントは自然保護に限定されていた。これと景観法による景観アセスメントとの関係を新しく構築する論理を確立する。

既成市街地内部の景観資源を詳細に明らかにする手法に関する研究

規制市街地の空間構成を、歴史的な経緯や景観的な特色をもとに微細に検討し、その成果を景観計画に生かす方法論を開発する。とりわけ、古典的名著『日本の都市空間』(1968年)以来ほとんど手が付けられていない、日本の都市空間の分析手法を景観計画の枠組みの中で見直す。

景観計画策定時における、市民参画のあり方に関する研究

景観計画を策定するプロセスは同時に市民が景観に関心を高め、計画内容を認識し、さらには計画案を市民側から提案するような仕組みを内在させるべきである。すなわち、景観計画策定の課程そのものが景観まちづくりの運動であるようなプロセスを構想しなければならない。こうした計画にとりわけ留意している世田谷区の風景づくり条例を事例に、市民参画のあり方全般を検討する。

4. 研究成果

(1) 景観計画を立案するにあたって留意すべき点の第一に、既往の用途地域指定との関係があげられる。景観計画は、現行の用途地域指定とりわけ容積率規定と連動させて規制内容を確定する方式の計画と、容積率規定とは独立して、地区の地形的要因や主要な景観形成要素の見え方などをもとに規制内容を確定する方式とのふたつに大別することができる。前者は受動的ないしは消極的な景観規制であり、後者は能動的ないしは積極的な景観規制であるということが出来る。これらを分かつのは地域の景観に対する世論の支持度合いである。

(2) 第二に、景観地区を導入するか、景観計画区域の規制を重層化して景観計画を立案するかという選択肢がある。多くの場合、後者が選択されており、景観地区指定は少数派にとどまる。その原因は、より強力な規制を受容するほど世論が醸成されていないこと、計画地区指定は都市計画決定を要し、そのため手続きに時間を要すること、特に要請が強い建物の高崎性に関しては、別途高度地区を計画決定することによって規制できるため、建築物の形態衣装に関する詳細な規定を作成しなくても高さが規制できる道があること、などが要因としてあげられる。

(3) 第三に、景観計画の中に眺望景観を保全することを意図した部分を有するものが増加していることがある。眺望景観を公共性の高い景観として評価する視点が多くの都市で支持されているが、眺望対象となる地点と規制対象となる地区とが同一でないこと、斜線型の高度規制が現行の計画規制の枠内で実施できるかという点に関しては検討の余地がある。

その他、都道府県の景観計画と市町村の景観計画との関係に関しても今後の改善の余地があることが明らかとなった。

(4) このほか、文化的景観に関しては、第二次・第三次産業に関わる文化的景観のうち重要地区とみなされるものの一覧が文化庁より公表されたのを受けて、商店街や工場の景観を評価するための手法が明らかにされ、これを景観計画作成に用いる方法が実行可能となったほか、環境省による環境アセスメントの技術ガイドの改訂の一環として景観分野が採り上げられ、合意形成を主眼とする景観アセスメントの手法が確立したことがあげられる。

(5) また、新宿区を対象とした詳細な景観計画基礎調査を通して、微細な景観資源を多様な視点から補足し、これらを図面化して計画立案に援用する手法が確立された。これらの作業の結果は実際に新宿区の景観計画に生かされているほか、区民の理解促進のためのガイドブックの刊行をおこない、景観計画の普及に関する手法の確立へ向けた方法が明らかになってきた。

(6) 最後に、景観計画をより広域の農村部や山林部にまで拡大して立案する手法に関しては、資源補足の方法を明らかにし、この手法の延長上に文化庁による歴史文化基本構想のプロジェクトが立ち上がるなどの成果として実を結んでいる。

5. 主な発表論文等
(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計26件)

中島直人「「シヴィック」の文脈 - 都市美運動の世界史からの考察 -」『都市計画』無、No.276、pp.25-28(2008)

西村幸夫「景観コントロールの論理 - 都市計画の視点から」『日本不動産学会誌』無、第22巻第3号、pp.34-36(2008)

西村幸夫「景観・歴史文化施策への期待と注文」『公園緑地』無、vol.69、no.4、pp.90-93(2008)

今村洋一「横須賀・呉・佐世保・舞鶴における旧軍用地の転用について - 1950~1976年度の旧軍港市国有財産処理審議会における決定事項の考察を通じて -」『日本都市計画学会論文集』有、No.43-2、pp.193-198(2008)

中島直人「高山英華による都市計画の学術的探求に関する研究 - 『都市計画の方法について』の歴史的文脈に着目して -」『日本都市計画学会論文集』有、No.43-2、pp.169-174(2008)

阿部大輔「バルセロナ旧市街の再開発における開発主体に関する研究 旧市街開発公社 PROCIVESA を事例に」『日本都市計画学会論文集』有、No.43-2、pp.145-150(2008)

鈴木智香子、北沢猛、西村幸夫「戸田市都市景観条例における三軒協定に関する研究 - 制度の普及性と街並みづくりの実効性の観点から -」『日本都市計画学会論文集』有、No.43-2、pp.50-57(2008)

西村幸夫「文化遺産と歴史的環境の再生へ向けての計画論の現状と今後」『ランドスケープ研究』無、vol.72、no.2、pp.154-157(2008)

岡崎篤行、窪田垂矢「景観・文化財施策と都市計画との一体化に向けて」『都市計画』無、No.272、pp.37-42(2008)

西村幸夫、野原卓、中島直人、他「都市空間の構想力 第5回」『季刊まちづくり』無、第17号、pp.98-105(2007)

西村幸夫、野原卓、中島直人、他「都市空間の構想力 第4回」『季刊まちづくり』無、第16号、pp.106-113(2007)

西村幸夫、野原卓、中島直人、他「都市空間の構想力 第3回」『季刊まちづくり』無、第15号、pp.108-115(2007)

北沢猛、他「「地域遺産」とまちづくり」『季刊まちづくり』無、第15号、pp.14-27(2007)

西村幸夫、野原卓、中島直人、他「都市空間の構想力 第2回」『季刊まちづくり』無、第14号、pp.105-113(2007)

西村幸夫「なぜ景観形成なのか、その先は

どこへいくのか」『住宅』無、56巻、pp.3-7(2007)

西村幸夫、中島直人「景観まちづくりの課題と展開」『都市+デザイン』無、No.25、pp.2-11(2007)

西村幸夫、他「『文化的景観ってなんだ?』 風景づくりの規範としての文化的景観」『季刊まちづくり』無、第13号、pp.56-59(2006)

西村幸夫、野原卓、中島直人、他「都市空間の構想力 第1回」『季刊まちづくり』無、第13号、pp.91-106(2006)

中井検裕「景観資源の再発見と自治体の取り組み」『季刊まちづくり』無、第12号、pp.20(2006)

中井検裕「論壇 中心市街地活性化と都市計画法等の改正」『季刊まちづくり』無、第12号、pp.87-95(2006)

21 西村幸夫「景観法下の自治体景観行政の状況と今後の展望」『環境と公害』無、vol.36、no.2、pp.2-7(2006)

22 西村幸夫、他「生活景の「読み解き」とまち歩きの意義」日本建築学会大会(関東)都市計画部門パネルディスカッション資料『変わりゆく生活景』無、pp.99-102(2006)

23 中島直人、他「国会議事堂へのヴィスタの構想と形成の過程に関する研究」『日本都市計画学会論文集』有、No.41-3、pp.941-946(2006)

24 中島直人「昭和初期における日本保勝協会の活動に関する研究」『日本都市計画学会論文集』有、No.41-3、pp.905-910(2006)

25 野原卓「大規模臨海工業地帯における土地利用現況とその変容過程に関する研究」『日本都市計画学会論文集』有、No.41-3、pp.469-474(2006)

26 遠藤新「大規模臨海工業地帯における土地利用現況とその変容過程に関する研究」『日本都市計画学会論文集』有、No.41-1、pp.15-24(2006)

[学会発表](計3件)

西村幸夫「文化的景観と都市保全学」第1回 文化的景観研究集会、2009.2.20-21、奈良文化財研究所

Wimonrart ISSARATHUMNOON, YUKIO NISHIMURA「Assessment of Community Involvement in Heritage Planning A Case of Bangkok Heritage Core」7th Annual Conference of Asian City Planning (ACP2008)、2008.11.30、University of Tokyo

中島直人、野原卓、他「新宿区における景観基本計画策定に向けた景観基礎調査の枠組み 一般的な市街地を対象とした景観調査手法に関する実践的研究 その1、2」日本建築学会大会(九州) 2007.8.29、

福岡大学 七隈キャンパス

〔図書〕(計9件)

中島直人『都市計画家 石川栄耀 - 都市探求の軌跡 - 』鹿島出版会、408頁(2009)

阿部大輔『バルセロナ旧市街の再生戦略 公共空間の創出による界隈の回復』学芸出版社、288頁(2009)

西村幸夫、窪田亜矢、野原卓、中島直人、他『観光まちづくり』学芸出版社、288頁(2009)

大野整、窪田亜矢、鈴木伸治、中島直人、他『景観まちづくり最前線』学芸出版社、400頁(2009)

西村幸夫『西村幸夫 風景論ノート』学芸出版社、287頁(2008)

北沢猛、他『未来社会の設計 横浜の環境空間計画を考える』BankART1929、192頁(2008)

西村幸夫『まちづくり学 アイディアから実現までのプロセス』朝倉書店、119頁(2007)

西村幸夫、他『地域再生の環境学』東大出版会、344頁(2006)

西村幸夫、他『路地からのまちづくり』学芸出版社、272頁(2006)

〔産業財産権〕

出願状況(計0件)

取得状況(計0件)

〔その他〕

特になし

6. 研究組織

(1) 研究代表者

西村 幸夫(NISHIMURA YUKIO)
東京大学・先端科学技術研究センター・教授

研究者番号：20159081

(2) 研究分担者

窪田 亜矢(KUBOTA AYA)
東京大学・大学院工学系研究科・准教授

研究者番号：30323520

野原 卓(NOHARA TAKU)
東京大学・先端科学技術研究センター・助教

研究者番号：10361528

中島 直人(NAKAJIMA NAOTO)
東京大学・大学院工学系研究科・助教

研究者番号：30345079

(3) 連携研究者

北沢 猛(KITAZAWA TAKERU)
東京大学・新領域創成科学研究科・教授

研究者番号：00292889

中井 検裕(NAKAI NORIHIRO)
東京工業大学・社会理工学研究科・教授

研究者番号：80207710

山崎 正史(YAMAZAKI MASAFUMI)

立命館大学・理工学部・教授

研究者番号：40109038

三島 伸雄(MISHIMA NOBUO)

佐賀大学・理工学部・准教授

研究者番号：60281200

河野 俊行(KONO TOSHIYUKI)

九州大学・法学(政治学)研究科(研究院)・教授

研究者番号：80186626

岡崎 篤行(OKAZAKI ATSUYUKI)

新潟大学・工学部・准教授

研究者番号：10281247

宮脇 勝(MIYAWAKI MASARU)

千葉大学・工学部・准教授

研究者番号：30280845

坂本 英之(SAKAMORO HIDEYUKI)

金沢美術工芸大学・美術工芸学部・教授

研究者番号：90275082

鈴木 伸治(SUZUKI NOBUHARU)

横浜市立大学・国際総合科学部・准教授

研究者番号：80272368

遠藤 新(ENDO ARATA)

金沢工業大学・環境・建築学部・専任講師

研究者番号：40292891

鳥海 基樹(TORIUMI MOTOKI)

首都大学東京・都市環境学部・講師

研究者番号：20343395